

証券コード 6192
2022年12月5日

株 主 各 位

東京都品川区上大崎二丁目24番9号
ハイアス・アンド・カンパニー株式会社
代表取締役 新 野 将 司

第19期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第19期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

なお、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、可能な限りご出席を見合わせていただき、後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、以下のいずれかの方法により議決権を行使いただきますようお願い申し上げます。

[書面による議決権行使の場合]

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2022年12月19日（月曜日）午後6時までに到着するよう、ご送付いただきたくお願い申し上げます。

[インターネットによる議決権行使の場合]

当社指定の議決権行使ウェブサイト（<https://www.web54.net>）にアクセスしていただき、画面の案内にしたがって、2022年12月19日（月曜日）午後6時までに、議案に対する賛否をご入力ください。なお、インターネットによる議決権行使に際しましては、3頁の「インターネットによる議決権行使のご案内」をご確認くださいようお願い申し上げます。

敬 具

記

- | | | |
|-----------------|---|---|
| 1. 日 | 時 | 2022年12月20日（火曜日）午前10時（受付開始 午前9時30分） |
| 2. 場 | 所 | 東京都目黒区下目黒一丁目8番1号
ホテル雅叙園東京 4階 花苑
前回と開催場所を変更しております。
末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。 |
| 3. 目的事項
報告事項 | | 1. 第19期（2021年10月1日から2022年9月30日まで）事業報告及び連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第19期（2021年10月1日から2022年9月30日まで）計算書類の内容報告の件 |
| 決議事項 | | |
| 第1号議案 | | 定款一部変更の件 |
| 第2号議案 | | 取締役（監査等委員である取締役を除く。）4名選任の件 |

以 上

- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- ◎株主総会参考書類並びに事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合は、修正後の事項をインターネット上の当社ウェブサイト（アドレス <https://www.hyas.co.jp>）に掲載いたします。また、本総会に関する決議ご通知につきましては、当社ウェブサイトにてご報告申し上げます。
- ◎株主総会にご出席の株主の皆様へのお土産をご用意しておりません。何卒ご理解いただきますようお願い申し上げます。

新型コロナウイルス感染予防に関するお知らせ

株主の皆様の新型コロナウイルス感染リスクを避けるため、書面またはインターネットにより議決権を行使いただきますようお願い申し上げます。

本株主総会にご出席される株主様は、株主総会開催日現在の感染状況やご自身の体調をお確かめのうえ、マスク着用などの感染予防にご配慮いただき、ご来場賜りますようお願い申し上げます。特に、ご高齢の方、持病をお持ちの方、妊娠されている方は、ご出席について十分にご検討をお願い申し上げます。

会場の当社スタッフは、体調を確認のうえ、マスク着用で対応いたします。また、ご来場の株主様で体調不良と見受けられる方には、当社スタッフがお声掛けをして入場をお控えいただくことがございます。その他にも感染予防の措置を講じる場合がございますので、ご理解並びにご協力をお願い申し上げます。

今後の状況により株主総会の運営に大きな変更が生ずる場合は、当社ウェブサイト（<https://www.hyas.co.jp>）においてお知らせいたします。



インターネットによる議決権行使のご案内

行使
期限

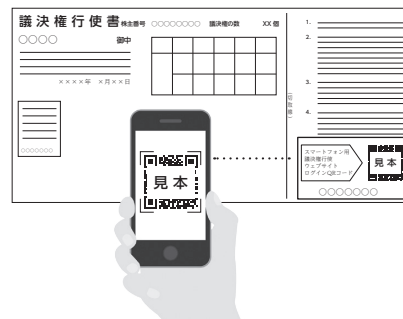
2022年12月19日（月曜日）
午後6時00分入力完了分まで

QRコードを読み取る方法 「スマート行使」

議決権行使コードおよびパスワードを入力することなく
議決権行使ウェブサイトログインすることができます。

- 1** 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。

※「QRコード」は株式会社デンソーウェーブの登録商標です。

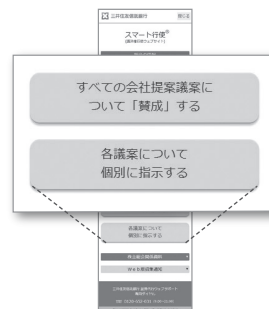


- 2** 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

「スマート行使」での議決権行使は1回に限り可能です。

議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですがPC向けサイトへアクセスし、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願いいたします。

※QRコードを再度読み取っていただくと、PC向けサイトへ遷移できます。



※議決権行使書用紙はイメージです。

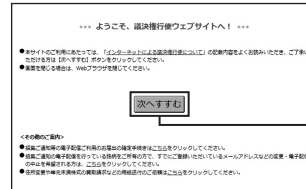
書面（郵送）およびインターネットの両方で議決権行使をされた場合は、インターネットによる議決権行使を有効な議決権行使として取り扱いいたします。また、インターネットにより複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使として取り扱いいたします。

議決権行使コード・パスワードを入力する方法

議決権行使
ウェブサイト

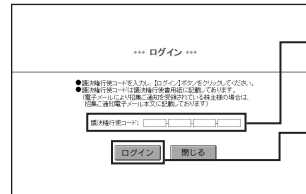
<https://www.web54.net>

- 1 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。



「次へすすむ」をクリック

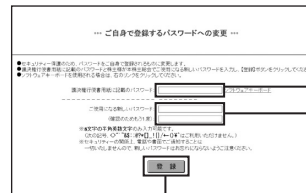
- 2 議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」をご入力ください。



「議決権行使コード」を入力

「ログイン」をクリック

- 3 議決権行使書用紙に記載された「パスワード」をご入力ください。



「パスワード」を入力

実際にご使用になる新しいパスワードを設定してください

- 4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

「登録」をクリック

※操作画面はイメージです。

パソコンやスマートフォンのインターネットのご利用環境等によっては、議決権行使ウェブサイトがご利用できない場合があります。

インターネットによる議決権行使に関するお問い合わせ

三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル

電話番号：0120-652-031（フリーダイヤル）

（受付時間 9:00～21:00）

(添付書類)

事業報告

(2021年10月1日から
2022年9月30日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当社の株式は、株式会社東京証券取引所に、2020年11月から特設注意市場銘柄に、また、2022年5月から監理銘柄に指定されておりましたが、各種のコンプライアンス体制の再構築及び経営体制の改革により、内部管理体制等に問題があると認められないため、2022年7月28日付にて、当該指定が解除されました。今後も、引き続き内部管理体制の強化に努めてまいります。

当連結会計年度の日本経済は、新型コロナウイルス感染症の影響による行動制限が緩和され、社会経済活動の正常化が進んだことで、景気は持ち直しの動きが見られました。しかしながら、新たな新型コロナウイルスの変異株による感染再拡大の懸念や、長期化しているウクライナ・ロシア情勢の緊迫化など地政学的な問題や原材料価格の高騰、外為市場の急速な円安など様々なりスクのため、依然として先行き不透明な状況が続いております。

当社グループの事業領域に関わる住宅不動産業界におきましては、個人用戸建て住居の新設住宅着工戸数が、当連結会計年度としては前年比マイナスとなり、単月推移においても10か月連続で前年比マイナスとなりました。

このような事業環境下ではありますが、当社グループは主力の高性能デザイナーズ住宅「R+house」事業の強化、加盟店の安定した収益基盤の確立を目指し事業活動を継続して行っております。

主力の「R+house」事業においては、新規受注数が前年同期比と比較すると減少しましたが、加盟店のWEB集客支援サービスとなる「R+WEB」をはじめとした各種支援活動の推進を行うとともに、新たな加盟店支援策の開発も進めてまいりました。

販売費及び一般管理費については、費用対効果を意識してより効率を高めた広告運用による広告宣伝費の抑制、リソース最適化による人件費の抑制、また、取引先とのオンライン面談やオンラインでのセミナー開催を行うことによる出張費やセミナー開催費の抑制により、効率的な使用に努めました。

以上の結果、当連結会計年度における売上高は8,216百万円、営業利益は617百万円、経常利益は593百万円、親会社株主に帰属する当期純利益は146百万円となりました。

セグメントの業績を示すと、次の通りであります。

- ・コンサルティング事業

コンサルティング事業における当連結会計年度は、新型コロナウイルスや各種資材価格の高騰などの影響で、主力の「R+house」を中心に受注が伸び悩みましたが、事業効率改善のための事業再構築を進めた結果、売上高は5,700百万円、営業利益は591百万円となりました。

- ・建築施工事業

建築施工事業における当連結会計年度は、「R+house」の着工数が順調に推移したことや、合併による効率的な組織運営を推進した結果、売上高は2,667百万円、営業利益は19百万円となりました。

(2) 資金調達等についての状況

設備投資

当連結会計年度の設備投資については、のれんを除く無形固定資産への投資も含め、総額は48百万円となっております。セグメントごとの設備投資について示すと、次の通りであります。

- ・コンサルティング事業

当連結会計年度の主な設備投資は、工具器具備品等、総額29百万円の設備投資を行いました。

- ・建築施工事業

当連結会計年度の主な設備投資は、株式会社アールプラスDMにおいて、千葉県八千代市への事務所移転費用として、総額16百万円の設備投資を行いました。なお、当連結会計年度において重要な設備の除却又は売却はありません。

(3) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

① 企業集団の財産及び損益の状況

	第16期	第17期	第18期	第19期 (当連結会計年度)
売上高 (千円)	7,913,602	8,333,582	3,759,448	8,216,586
経常利益 (千円)	174,428	352,741	290,274	593,694
親会社株主に帰属する 当期純利益又は親会社 株主に帰属する当期純 損失 (△) (千円)	17,245	△653,091	198,973	146,654
1株当たり当期純利益又は1 株当たり当期純損失 (△)	0円75銭	△28円45銭	5円89銭	3円96銭
総資産 (千円)	3,960,417	3,776,169	5,491,361	4,942,540

- (注) 1. 1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失(△)は、期中平均発行済株式総数から期中平均自己株式数を控除した株式数に基づき算出しております。期中平均自己株式数の算定にあたり控除する自己株式数には、「従業員向け株式交付信託」の信託財産としてみずほ信託銀行株式会社（再信託受託者：株式会社日本カストディ銀行）が保有する当社株式を含めております。
2. 第16期の数値は、過年度決算訂正を反映した数値であります。
3. 「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日）等を前連結会計年度（第18期）の期首から適用しており、第18期に係る各数値については、当該会計基準等を適用した後の数値となっております。
4. 前連結会計年度（第18期）は、2021年5月1日から2021年9月30日までの5か月間の変則的な決算となっております。

② 当社の財産及び損益の状況

	第16期	第17期	第18期	第19期 (当事業年度)
売上高 (千円)	5,523,127	5,235,059	2,144,840	4,955,610
経常利益又は経常損失 (△) (千円)	122,716	△359,422	118,739	496,363
当期純利益又は当期純 損失 (△) (千円)	51,664	△1,031,802	45,807	373,839
1株当たり当期純利益又は1 株当たり当期純損失 (△)	2円26銭	△44円94銭	1円36銭	10円09銭
総資産 (千円)	3,478,113	2,787,976	4,045,073	4,218,252

- (注) 1. 1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失(△)は、期中平均発行済株式総数から期中平均自己株式数を控除した株式数に基づき算出しております。期中平均自己株式数の算定にあたり控除する自己株式数には、「従業員向け株式交付信託」の信託財産としてみずほ信託銀行株式会社（再信託受託者：株式会社日本カストディ銀行）が保有する当社株式を含めております。

2. 第16期の数値は、過年度決算訂正を反映した数値であります。
3. 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を前連結会計年度(第18期)の期首から適用しており、第18期に係る各数値については、当該会計基準等を適用した後の数値となっております。
4. 前連結会計年度(第18期)は、2021年5月1日から2021年9月30日までの5か月間の変則的な決算となっております。

(4) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

会 社 名	資 本 金	出 資 比 率	主 要 な 事 業 内 容
株式会社くふう中間持株会社	90,762千円	52.01%	毎日のくらしに係る日常生活関連事業等やライフイベントに係る住まい・結婚関連事業等を営む子会社等の経営管理、及びこれに附帯又は関連する一切の事業

② 子会社の状況

会 社 名	資 本 金	出 資 比 率	主 要 な 事 業 内 容
株式会社 a n s	20,000千円	100.0%	実店舗での住宅取得希望者等に対する住宅相談
一般社団法人住宅不動産資産価値保全保証協会	－千円	－%	地盤に関する調査解析保証
株式会社K-コンサルティング	16,500千円	75.0%	不動産コンサルティング
株式会社アールプラスDM	10,000千円	100.0%	建築工事の請負及び施工等
GARDENS GARDEN株式会社	10,000千円	100.0%	外構の設計

- (注) 1. 前連結会計年度において連結子会社でありました株式会社家価値サポートは、2022年1月1日を効力発生日として、当社に吸収合併されました。
2. 前連結会計年度において連結子会社でありました株式会社ウェルハウジングは、2022年5月1日を効力発生日として、当社連結子会社である株式会社アールプラスDM(旧株式会社LHアーキテクチャ)に吸収合併されました。
3. 株式会社アールプラスDMは特定子会社に該当いたします。

(5) 対処すべき課題

① 持続的な成長を可能にする事業基盤の強化

当社グループは地域の工務店、不動産会社及び建設会社を対象として、競争力のある収益性の高い「ビジネスモデルパッケージ」を提供することにより、会員企業ネットワークの拡充と会費収入の拡大、会員企業の成果に連動するロイヤルティ等の収益の増加により事業を成長させてまいりました。

当社は2022年10月に、「地域最高の住まい体験を提供する」という新たな企業理念を掲げました。当社は同理念のもと、住まいの検討、購入、利用、売却までの全ての場面で、ユーザーに対して最高の体験を提供できるサービスを、会員企業を通じて提供してまいります。ユーザーの支持無くして会員企業の成長は無く、会員企業の成長無くして当社の成長はありません。

当社の今後の持続的な成長を図るうえで特に重視することは、会員企業ネットワークの拡充と会費収入の拡大、会員企業の成果に連動するロイヤルティ等の収益の増加に直結する、会員企業の持続的な成長です。

導入いただいたパッケージやツールの活用を通じて会員企業が業績向上を実現するために、技術支援、送客支援、送客につながるブランド構築、ASPサービス等のユーザビリティの向上といった会員企業支援体制の継続的な強化が必要であり、そのための人的投資、体制強化、インフラ強化に注力してまいります。あわせて、「会員企業組織＝事業者ネットワーク」を運営する本部として、戸建て住宅事業に取り組む会員企業と外構事業に取り組む会員企業との連携により、住宅における付加価値の向上や外構事業における受注増を図るなど、会員企業間の連携を促進する支援活動を通じた、会員企業間の相互取引や相乗効果をもたらす連携取引を誘発することで会員企業の成長を実現してまいります。

② 商品・サービスの活用による会員企業の社会貢献と事業成長を支援

当社では、①持続的な成長を可能にする事業基盤の強化で示した、技術支援、送客支援、送客につながるブランド構築、ASPサービス等ではユーザビリティの向上を重視した、継続的な商品開発、サービス改良に注力し、商品導入後の早期立ち上げや定着を促進するため、各会員企業の状態に応じた支援体制についても改善を進めてまいります。

住宅工務店支援領域においては、コロナ禍でのテレワーク対応をはじめ、暮らしのニューノーマル消費を捉えるリサーチ、現場への情報提供といったマーケティング支援から、巣ごもり需要を捉えたガーデニング提案力や住宅リフォーム提案力の強化につながる既存商品サービスの導入提案、あるいは生産性向上につながる工程管理や原価管理におけるデジタルトランスフォーメーション(DX)プラスコンサルティングサービス提供を積極的に推進して、会員企業の新たな商機の発見、拡大チャンスの気づきを与え、生産性向上を支援してまいります。

不動産業界支援領域においては、人の移動もままならなくなった昨今でも、都市圏に在住する家族に発生する出身地での相続財産問題に対応すべく、会員企業ネットワークを通じた解決策を提示できるよう、会員企業間の連携機会を積極的に生み出し、相続相談に対する解決力の強化を図り、不動産業界の社会問題への解決力強化を支援してまいります。

③ 組織体制のさらなる強化

当社グループは少人数で効率的な組織運営を行ってまいりましたが、第17期に発覚した一連の不祥事を真摯に受け止め、今後の成長のためにはコーポレートガバナンス強化を目的とした人員拡充と組織体制のさらなる整備が重要な課題と認識していることから、人材の育成、人員の増強、内部管理体制のより一層の充実及びグループガバナンスの強化を図ります。あわせて、当社グループの成長の基盤である、会員企業の成果に貢献する高品質なサービスの提供を行うための組織体制の強化を図ります。

また、当社グループが一般消費者より住宅取得や相続相談の個別相談を受ける際や、住宅の建築を請け負う際に取り扱う個人情報に関しては「個人情報の保護に関する法律」の対象になります。業務の性格上、顧客企業の経営情報等といった機密情報も扱っており、インフラ整備及び従業員教育等を通じて、今後も引き続き情報管理体制の強化を進めてまいります。

④ 環境に配慮し健康な暮らしを実現する「住」環境の提供を通じた社会への貢献

当社では、高性能住宅の供給を通じて生活者に健康な暮らしを提供する地域工務店の育成、適切な情報提供をもとに生活者に豊かな住生活を提供する住宅不動産業者の育成を推進します。この企業活動を通じ、環境に配慮し健康な暮らしを実現する「住」環境の提供、そして、地域社会と共に成長していく企業活動の創造と支援に取り組みます。

⑤ 継続企業の前提に関する重要事象等

該当事項はありません。

(6) 主要な事業内容（2022年9月30日現在）

- ① 会員組織による工務店・不動産会社への経営指導育成業務及び会員募集業務
- ② ASPを活用した経営支援業務
- ③ 住宅購入相談窓口及び不動産売買仲介業務
- ④ 地盤に関する調査解析保証業務
- ⑤ 不動産コンサルティング業務
- ⑥ 建築資材の開発・製造・調達・供給業務
- ⑦ 建築工事の請負及び施工業務
- ⑧ 宿泊施設に関する運営及び管理業務
- ⑨ 外構の設計業務

(7) 主要な事業所及び使用人の状況（2022年9月30日現在）

① 主要な事業所

本 社：東京都品川区上大崎二丁目24番9号

② 子会社

株式会社 a n s：東京都品川区上大崎二丁目24番9号

一般社団法人住宅不動産資産価値保全保証協会：東京都品川区上大崎二丁目24番9号

株式会社K-コンサルティング：千葉県柏市柏四丁目5番10号

株式会社アールプラスDM：千葉県柏市小青田五丁目5番1

GARDENS GARDEN株式会社：東京都品川区上大崎二丁目24番9号

③ 使用人の状況

イ 企業集団の使用人の状況

使 用 人 数	前 連 結 会 計 年 度 末 比 増 減
210 (38) 名	18名減 (10名減)

(注) 使用人数は就業人員であり、臨時雇用者数は、最近1年間の平均人員を()内に外数で記載しております。

ロ 当社の使用人の状況

使 用 人 数	前事業年度末比増減	平 均 年 齢	平 均 勤 続 年 数
123 (22) 名	20名減 (3名減)	36.4歳	5.1年

(注) 使用人数は、当社から子会社への出向者を除いた就業人員であり、臨時雇用者数は、最近1年間の平均人員を()内に外数で記載しております。

(8) 主要な借入先及び借入額 (2022年9月30日現在)

借 入 先	借 入 残 高 (千 円)
株 式 会 社 み ず ほ 銀 行	385,486
株 式 会 社 三 井 住 友 銀 行	125,024

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 株式に関する事項（2022年9月30日現在）

- (1) 発行可能株式総数 66,960,000株
 (2) 発行済株式の総数 37,489,980株（自己株式252株含む）
 （注）新株予約権の権利行使により、発行済株式の総数は153,000株増加しております。
 (3) 株主数 3,909名
 (4) 大株主（上位10名）

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
株 式 会 社 く ふう カ ン パ ニ ー （ 現 株 式 会 社 く ふう 中 間 持 株 会 社 ）	19,497,730株	52.01%
NOMURA PB NOMINEES LIMITED A/C CPB30072 4 8 2 2 7 6	1,848,100株	4.93%
株 式 会 社 安 成 工 務 店	1,197,000株	3.19%
柿 内 和 徳	1,172,400株	3.13%
ハイアス・アンド・カンパニー株式会社従業員持株会	720,600株	1.92%
東 新 住 建 株 式 会 社	720,000株	1.92%
NOMURA PB NOMINESS LIMITED OMNIBUS- M A R G I N (C A S H P B)	593,300株	1.58%
中 田 郁 司	550,000株	1.47%
福 島 宏 人	506,500株	1.35%
山 本 嘉 人	362,000株	0.97%

- （注）1. 持株比率は、自己株式を控除して算出し、小数点以下第3位を四捨五入して表示しております。
 2. 自己株式には、「従業員向け株式交付信託」の信託財産としてみずほ信託銀行株式会社（再信託受託者：株式会社日本カストディ銀行）が保有する当社株式324,027株は含まれておりません。
 3. 株式会社くふう中間持株会社は、2022年10月1日付で、商号を株式会社くふう住まいに変更しております。

- (5) 当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に対し交付した株式の状況
 該当事項はありません。
- (6) その他株式に関する重要な事項
 該当事項はありません。

3. 新株予約権等に関する事項

- (1) 当事業年度の末日において当社役員が保有する職務執行の対価として交付された新株予約権の状況
該当事項はありません。
- (2) 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に交付した新株予約権の状況
該当事項はありません。
- (3) その他新株予約権等に関する重要な事項
該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役の状況（2022年9月30日現在）

氏 名	地 位	担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況
新 野 将 司	代 表 取 締 役	事業部門管掌 株式会社K-コンサルティング 取締役 株式会社アールプラスDM 取締役 GARDENS GARDEN株式会社 取締役 株式会社 a n s 取締役
藤 田 圭 介	取 締 役	管理部門管掌 株式会社K-コンサルティング 監査役 株式会社アールプラスDM 監査役 GARDENS GARDEN株式会社 監査役 株式会社 a n s 監査役
石 渡 進 介	取 締 役 会 長	ヴァスコ・ダ・ガマ法律会計事務所 パートナー弁護士 株式会社コロプラ 取締役 Supershipホールディングス株式会社 取締役 株式会社鹿島アントラーズ・エフ・シー 取締役 スターフェスティバル株式会社 取締役
田 上 嘉 一	取 締 役	弁護士ドットコム株式会社 取締役
古 川 絵 里	取 締 役 (常 勤 監 査 等 委 員)	藤本特許法律事務所
生 駒 成	取 締 役 (監 査 等 委 員)	株式会社クロスコンパス 監査役 総合商研株式会社 内部監査室長
朝 倉 厳 太 郎	取 締 役 (監 査 等 委 員)	合同会社gtra and company 代表社員 株式会社M&Aクラウド 監査役 株式会社渋谷サービス公社 監査役 オルバイオ株式会社 監査役

- (注) 1. 情報収集その他監査の実効性を高め、監査・監督機能を強化するために、常勤の監査等委員を置いております。
2. 取締役石渡進介氏及び田上嘉一氏並びに取締役（監査等委員）古川絵里氏、生駒成氏及び朝倉厳太郎氏は、社外取締役であります。
3. 取締役（監査等委員）生駒成氏は、金融機関での勤務経験及び複数の企業での監査役の経験から、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
4. 取締役（監査等委員）朝倉厳太郎氏は、公認会計士の資格を有し、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。

5. 当社は、田上嘉一氏、古川絵里氏、生駒成氏及び朝倉巖太郎氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
6. 当事業年度中の役員の異動は、以下の通りであります。
- ・取締役藤田圭介氏は、2022年5月26日開催の臨時株主総会において、新たに取締役に選任され、就任いたしました。
 - ・取締役田上嘉一氏は、2022年5月26日開催の臨時株主総会において、新たに取締役に選任され、就任いたしました。
 - ・取締役（監査等委員）古川絵里氏は、2022年5月26日開催の臨時株主総会において、新たに取締役に選任され、就任いたしました。
 - ・取締役（監査等委員）生駒成氏は、2022年5月26日開催の臨時株主総会において、新たに取締役に選任され、就任いたしました。
 - ・取締役（監査等委員）朝倉巖太郎氏は、2022年5月26日開催の臨時株主総会において、新たに取締役に選任され、就任いたしました。
 - ・取締役熊谷祐紀氏は、2022年5月26日開催の臨時株主総会の終結の時をもって、取締役に辞任いたしました。なお、退任時における担当は管理部門管掌であり、重要な兼職は、熊谷法律事務所代表弁護士でありました。
 - ・取締役穂田誉輝氏は、2022年1月31日をもって、取締役に辞任いたしました。なお、退任時における重要な兼職は、株式会社くふうカンパニー 取締役兼代表執行役及び株式会社くふう中間持株会社 代表取締役でありました。
 - ・取締役菅間淳氏は、2022年1月31日をもって、取締役に辞任いたしました。なお、退任時における重要な兼職は、株式会社くふうカンパニー 取締役兼執行役でありました。
 - ・取締役飯田耕一郎氏は、2022年5月26日開催の臨時株主総会の終結の時をもって、取締役に辞任いたしました。なお、退任時における重要な兼職は、森・濱田松本法律事務所及び株式会社コロプラ 取締役（監査等委員）でありました。
 - ・取締役（監査等委員）田丸正敏氏は、2022年5月26日開催の臨時株主総会の終結の時をもって、取締役に辞任いたしました。なお、同氏は、金融及び不動産業界において、財務・会計に関する長年の経験があり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しておりました。
 - ・取締役（監査等委員）吉澤航氏は、2022年5月26日開催の臨時株主総会の終結の時をもって、取締役に辞任いたしました。なお、退任時における重要な兼職は、吉澤公認会計士事務所 代表、ブライト・パートナーズ株式会社 代表取締役及び株式会社センチュリー21・ジャパン 社外監査役でありました。また、同氏は、公認会計士の資格を有し、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しておりました。
 - ・取締役（監査等委員）瀧澤輝氏は、2022年5月26日開催の臨時株主総会の終結の時をもって、取締役に辞任いたしました。なお、退任時における重要な兼職は、たきざわ法律事務所 代表弁護士でありました。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社と各社外取締役及び各監査等委員である取締役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任限度額は、法令の定める額としております。また、2022年1月31日をもって取締役を辞任いたしました穂田誉輝氏及び菅間淳氏、2022年5月26日開催の臨時株主総会の終結の時をもって社外取締役を辞任いたしました飯田耕一郎氏、2022年5月26日開催の臨時株主総会の終結の時をもって取締役（監査等委員）を辞任いたしました田丸正敏氏、吉澤航氏及び瀧澤輝氏との間で同様の契約を締結しておりました。

(3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することとなる役員等としての職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずる損害を当該保険契約により補填することとしております。ただし、被保険者の背信行為、犯罪行為、詐欺的な行為又は法令に違反することを認識しながら行った行為等により生じた被保険者自身の損害等は、補償の対象としないこととしております。

当該役員等賠償責任保険契約の被保険者は、当社取締役であり、すべての被保険者について、その保険料を当社が負担しております。

また、次回更新時には同様の内容での更新を予定しております。

(4) 取締役の報酬等

① 取締役の報酬等の内容の決定に関する方針等

当社は、2021年9月17日開催の取締役会において、取締役報酬（監査等委員である取締役を除く。）の決定方針について、以下のとおり決議しております。当事業年度に係る取締役（監査等委員である取締役を除く。）の個人別の報酬については、以下の方針に沿って決定されたものであります。

イ．取締役（監査等委員である取締役を除く。以下本イにおいて同じ。）の個人別の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針

当社は、役員報酬を当社グループの企業価値の向上の観点で重要な事項として位置づけ、以下の方針を定めます。

(i) 役員報酬に関わる基本理念

- ・短期的な業績のみならず、中長期的な業績への取り組みを反映したものであること
- ・ステークホルダーへの説明責任を果たしうる客観性、公平性があること

(ii) 役員報酬制度

・報酬の考え方

各取締役の担う役割や管掌、評価対象期間としての過年度実績、専門性、他社における過去の実績等の要素を総合的に考慮し、指名・報酬委員会での諮問を経て報酬の客観性、公平性を図るものとする。

・報酬の構成

取締役の報酬は、上記(i)を加味した上で、月額固定の報酬とする。

・取締役の報酬の割合

期末賞与等の一時的な報酬の支払いは無く、月額固定の報酬が100%を占める。

ロ. 取締役に対し報酬等を与える時期又は条件の決定に関する方針について

在任中に、毎月定められた額を報酬として支払う。

ハ. 取締役の個人別の報酬等の内容についての決定について

取締役（監査等委員である取締役を除く。）の個人別の報酬額の決定は、指名・報酬委員会への諮問を経ることを条件に、取締役会から代表取締役に対して一任している。当事業年度においては、2021年12月23日開催の取締役会にて代表取締役新野将司に取締役（監査等委員である取締役を除く。）の個人別の報酬の具体的内容を一任した。代表取締役に個人別の報酬額の決定を委任した理由は、当社全体の業績を俯瞰しつつ各取締役（監査等委員である取締役を除く。）の担当領域や職責の評価を行うには代表取締役が最も適しているからである。

なお、指名・報酬委員会は、過半数を独立社外取締役とする3名以上の取締役をもって構成する。

② 当事業年度に係る報酬等の額

区 分	員 数	報酬等の額
取締役（監査等委員を除く） （うち社外取締役）	8 名 （3 名）	71,200千円 (14,400千円)
取締役（監査等委員） （うち社外取締役）	6 名 （6 名）	13,800千円 (13,800千円)
合 計	14名 （9 名）	85,000千円 (28,200千円)

(注) 1. 取締役（監査等委員を除く）の報酬限度額は、2021年7月29日開催の第17期定時株主総会で年額300百万円以内（ただし、使用人分給与は含みません。）と決議いただいております。当該株主総会終結時点の取締役の員数は、6名（うち社外取締役0名）です。

2. 監査等委員である取締役の報酬限度額は、2021年7月29日開催の第17期定時株主総会で年額50百万円以内と決議いただいております。当該株主総会終結時点の監査等委員である取締役の員数は、

3名（うち社外取締役2名）です。

3. 当事業年度末現在の人員は、取締役（監査等委員を除く）4名、取締役（監査等委員）3名であります。
4. 取締役会は、取締役の個人別の報酬等の決定に際し、指名・報酬委員会が原案について決定方針との整合性を含めた多角的な検討を行い、代表取締役はその答申を尊重していることを確認していることから、取締役の個人別の報酬等は決定方針に沿うものであると判断しております。

(5) 社外役員に関する事項

① 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

社外取締役の重要な兼職の状況は、前記「(1)取締役の状況」に記載のとおりであります。
なお、当社と当該各兼職先との間には特別な関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

氏 名	地 位	主な活動状況及び 社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要
石 渡 進 介	取 締 役 会 長	当事業年度に開催された取締役会22回の全てに出席し、弁護士としての専門知識と他社の役員としての経験に基づき、当社の企業価値向上及びコーポレートガバナンス体制の強化ための助言・提言並びに業務執行に対する適切な監督、助言等を行っております。
田 上 嘉 一	取 締 役	2022年5月26日の取締役就任以降の当事業年度に開催された取締役会6回の全てに出席し、弁護士としての専門知識と他社の役員としての経験に基づき、当社の企業価値向上及びコーポレートガバナンス体制の強化ための助言・提言並びに業務執行に対する適切な監督、助言等を行っております。
古 川 絵 里	取 締 役 (常勤監査等委員)	2022年5月26日の取締役就任以降の当事業年度に開催された取締役会6回及び監査等委員会5回の全てに出席し、弁護士としての専門知識に基づき、当社の企業価値向上及びコーポレートガバナンス体制の強化ための助言・提言並びに業務執行に対する適切な監督、助言等を行っております。
生 駒 成	取 締 役 (監 査 等 委 員)	2022年5月26日の取締役就任以降の当事業年度に開催された取締役会6回及び監査等委員会5回の全てに出席し、他社の役員としての経験に基づき、当社の企業価値向上及びコーポレートガバナンス体制の強化ための助言・提言並びに業務執行に対する適切な監督、助言等を行っております。

氏 名	地 位	主な活動状況及び 社外取締役役に期待される役割に関して行った職務の概要
朝 倉 巖 太 郎	取 締 役 (監 査 等 委 員)	2022年5月26日の取締役就任以降の当事業年度に開催された取締役会6回及び監査等委員会5回の全てに出席し、公認会計士としての専門知識と他社の役員としての経験に基づき、当社の企業価値向上及びコーポレートガバナンス体制の強化ための助言・提言並びに業務執行に対する適切な監督、助言等を行っております。
飯 田 耕 一 郎	取 締 役	2022年5月26日の取締役辞任までの当事業年度に開催された取締役会16回の全てに出席し、弁護士としての専門知識と他社の役員としての経験に基づき、当社の企業価値向上及びコーポレートガバナンス体制の強化ための助言・提言並びに業務執行に対する適切な監督、助言等を行っております。
田 丸 正 敏	取 締 役 (常勤監査等委員)	2022年5月26日の取締役辞任までの当事業年度に開催された取締役会16回及び監査等委員会10回の全てに出席し、他社の役員としての経験に基づき、当社の企業価値向上及びコーポレートガバナンス体制の強化ための助言・提言並びに業務執行に対する適切な監督、助言等を行っております。
吉 澤 航	取 締 役 (監 査 等 委 員)	2022年5月26日の取締役辞任までの当事業年度に開催された取締役会16回及び監査等委員会10回の全てに出席し、公認会計士としての専門知識と他社の役員としての経験に基づき、当社の企業価値向上及びコーポレートガバナンス体制の強化ための助言・提言並びに業務執行に対する適切な監督、助言等を行っております。
瀧 澤 輝	取 締 役 (監 査 等 委 員)	2022年5月26日の取締役辞任までの当事業年度に開催された取締役会16回及び監査等委員会10回の全てに出席し、弁護士としての専門知識に基づき、当社の企業価値向上及びコーポレートガバナンス体制の強化ための助言・提言並びに業務執行に対する適切な監督、助言等を行っております。

なお、上記の取締役会の開催回数のほか、会社法第370条及び当社定款第25条の規定に基づき取締役会決議があったものとみなす書面決議が2回ありました。

- ③ 社外役員が親会社等又は親会社等の子会社（当社を除く）から受けた役員報酬等の総額
該当事項はありません。

5. 会計監査人に関する事項

(1) 名称 誠栄監査法人

(注) 当社の会計監査人でありました監査法人アリアは、2021年12月23日開催の第18期定時株主総会終結の時をもって退任いたしました。また、同株主総会で新たに誠栄監査法人が会計監査人に選任され就任いたしました。

(2) 報酬等の額

	報酬等の額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	32,000千円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭 その他の財産上の利益の合計額	32,000千円

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

2. 上記とは別に2021年12月23日付で当社の会計監査人を退任した監査法人アリアに対し、当事業年度に掛かる監査業務に関する報酬16,800千円を支払っております。

(3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

(4) 会計監査人の報酬等について監査等委員会が同意した理由

監査等委員会は、会計監査人の監査計画の内容、職務遂行状況及び報酬見積もりの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検討を行ったうえで、会計監査人の報酬等について、会社法第399条第1項及び第3項の同意を行っております。

(5) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

① 監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当すると認めた場合であって、株主総会における決議を経ないで直ちにその会計監査人を解任すべきと判断したときは、監査等委員全員の同意によってその会計監査人を解任することとします。

② 監査等委員会は、会計監査人が次のいずれかに該当すると認めた場合であって、その会計監査人を解任すべきまたは再任すべきでないと判断したときは、その会計監査人の解任または不再任に関する株主総会提出議案の内容を決定することとします。

イ. 会社法第340条第1項各号のいずれかに該当すると判断した場合

ロ. 法令違反による行政処分または日本公認会計士協会の定めるところによる処分を受けた場合

ハ. 会計監査の適正化及び効率化を図ることが妥当であると判断した場合

6. 業務の適正を確保するための体制及びその運用状況の概要

当社は、会社法及び会社法施行規則に定める「業務の適正を確保するための体制」について、取締役会において決議しております。その内容及び運用状況の概要は、次のとおりであります。

「業務の適正を確保するための体制の内容」

(1) 当社及び当社子会社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

① コンプライアンス体制

イ. 当社及び当社子会社（以下、併せて「当社グループ」といいます）は、事業の持続的な成長を通じて、株主、顧客企業、従業員、地域社会その他ステークホルダー、ひいては広く社会に貢献していくことを経営目標にしております。そのためには、経営の効率化を図るとともに健全で透明な経営体制を構築する必要があると考えており、当社グループでは、企業活動に関する重要な法令、定款及び社内規程（以下「法令等」といいます）を遵守するコンプライアンス体制を整備します。

ロ. 当社グループは、定期的かつ継続的に社内研修等を実施することで、コンプライアンス意識の啓発を行い、当社グループのコンプライアンス体制の強化を図ります。

② 内部通報窓口の設置

当社グループは、法令等違反その他コンプライアンスに関する問題の早期発見、是正を図るため、内部通報規程を制定し、内部通報窓口を設置します。

③ 監査の実施

イ. 当社は、内部監査室を設置し、定期的に当社グループの内部監査を実施し、当該内部監査の結果を速やかに監査等委員会及び代表取締役へ報告する体制とします。

ロ. 監査等委員会は、独立した立場から、当社グループの内部統制システムの構築・運用状況を含め、業務執行取締役の業務執行を監査します。

④ その他

イ. 当社グループは、役員及び使用人の法令等違反の行為については、就業規則、懲戒規程その他の社内規程に基づき、適正に処分を行います。

ロ. 当社グループは、財務報告の信頼性を確保するため、金融商品取引法その他の法令等に基づき、適正な内部統制を整備・運用します。また、法令等に定められた開示は、適時適切に行います。

ハ. 当社グループは、反社会的勢力に対して厳正に対応し、反社会的勢力との関わりを排除するため、反社会的勢力対応規程を制定し、取引先が反社会的勢力と関わりがないことを事前に確認します。

- (2) 当社グループの取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
- ① 当社グループの業務執行取締役は、その職務の執行に係る文書その他の情報について、文書管理規程を制定し、法令等に従い適切に保存及び管理します。
 - ② 当社の役員は当社グループの情報を、子会社役員は各子会社の情報を、当社管理部門及び各子会社の管理部門を通じて、必要に応じて閲覧できることとします。
- (3) 当社グループの損失の危険の管理に関する規程その他の体制
- ① 当社は、コンプライアンス・リスク管理規程を制定し、当社グループにリスク管理を行うことを求めるとともに、当社グループ全体のリスクを網羅的・統括的にマネジメントします。
 - ② 当社グループは、個人情報の保護に関する法令等に基づき、個人情報保護体制の確立・強化を推進します。
 - ③ 当社グループの企業活動に関する重大な危機が発生した場合には、各社の代表取締役を中心に危機への対応とその速やかな収拾に向けた活動を行います。
 - ④ 監査等委員会及び内部監査室は、リスク管理体制の実効性について監査します。
- (4) 当社グループの取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- ① 当社グループの各業務執行取締役の職務は、取締役会において決定された各業務執行取締役の担当する領域及び取締役会から委任を受けた範囲内で行います。重要な意思決定については、会議体としての運営方法等を定めた各会議規程を制定し、日常的な意思決定においては、業務の分掌を定めた業務分掌規程や決裁方法等を定めた職務権限規程を制定し、これらに基づき意思決定を行います。
 - ② 当社グループは、中長期及び年度毎のグループ全体及び子会社別主要経営目標を設定し、その進捗についての定期的な検証を行います。
 - ③ 当社は、子会社に役員を派遣することにより、子会社の支援及びマネジメントを行います。
- (5) 当社及び当社子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
- ① 子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制
 - イ. 当社は、子会社から定期的な財務報告を受け、また重要な意思決定に関する事項については事前承認事項又は報告事項とし、適正な子会社管理を確保する体制を構築します。
 - ロ. 当社グループにおいて、企業活動に関する重要な法令等違反の行為又は危機が発生した場合、当社グループの役員及び使用人は、コンプライアンス・リスク管理規程に従って、速やかに当社が指定する方法により当社に報告します。
 - ② 内部統制の構築
 - 当社は、当社グループの内部統制システムを子会社各社と共に構築し、内部統制の実効性を高める施策を実施するとともに、必要な指導・支援を実施します。

- (6) 当社の監査等委員会がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項、当該使用人の独立性に関する事項、当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

当社は、監査等委員会の求めに応じて、監査等委員会の業務を補助するための使用人を任命します。監査等委員会の業務を補助すべき使用人は、監査等委員会の指揮命令に従って、監査業務を補佐するものとし、その評価及び人事権の行使については、監査等委員会又は監査等委員会の選任する監査等委員の承認を要することとします。

- (7) 当社及び子会社の取締役及び使用人が監査等委員会に報告をするための体制その他の監査等委員会への報告に関する体制

- ① 当社の業務執行取締役は、その職務の執行状況について、取締役会を通じて監査等委員会に定期的に報告を行い、当社グループの役員及び使用人は、監査等委員会の求めに応じて監査等委員会に出席して、執行状況を報告します。
- ② 当社グループの役員及び使用人は、当社グループに著しい損害を及ぼす恐れがある事実を発見した場合には、取締役会等を通じて、監査等委員会に当該事実を報告します。
- ③ 当社グループは、監査等委員会への報告を行った当社グループの役員及び使用人に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止し、その旨を社内規程に定めるなどして、当社グループの役員及び使用人に周知徹底します。

- (8) 監査等委員の職務の執行について生ずる費用の前払いまたは償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は償還の処理にかかる方針に関する事項

当社グループは、監査等委員がその職務の執行について生ずる費用について前払い又は償還の請求をした場合は、その効率性及び実効性に留意の上、当該職務の執行のために明らかに必要と認められない場合を除き、当該費用または債務を負担します。

- (9) その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ① 監査等委員会は、自ら監査を行うほか、内部監査室を有効に活用し連携することで、その実効性を高めるものとします。
- ② 監査等委員会は、内部監査計画について事前に承認するとともに、必要に応じて内部監査計画の変更を依頼します。また、監査等委員会は、内部監査の実施状況を監督するほか、定期的に自ら内部監査も含めた業務の執行を監査します。
- ③ 監査等委員会は、会計監査人と定期的に情報交換を行うなど連携を密にし、会計に関する監査を行います。

「業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要」

(1) 取締役の職務執行

- ① 取締役会規程その他の社内規程に基づき、取締役が法令及び定款に則って行動するよう徹底しております。当事業年度においては、取締役会を全24回開催し（なお、このうち書面決議を2回含みます）、各議案においての審議、取締役による業務執行の状況等の監督を行い、活発な意見交換がなされており、意思決定及び監督の実効性は確保されております。
- ② 業務執行取締役全員、常勤監査等委員、オブザーバーとして非業務執行取締役である会長、子会社代表取締役等が出席する経営会議を、原則として毎週1回開催しております。経営会議は、業務執行取締役が取締役会に上程する議案を含む、業務執行に関する重要事項の審議を行い、業務執行の監督を行う機関として機能しております。

(2) コンプライアンスに関する取組み

- ① 内部通報規程に基づき、常勤の監査等委員である取締役、内部監査室長を社内窓口とし、外部の弁護士及び社会保険労務士を社外窓口とする通報者のプライバシーに配慮した内部通報制度を運用しております。
- ② 全従業員に対して、定期的にコンプライアンス研修を実施しております。
- ③ 内部監査規程に基づき実施される内部監査を通じて、各部署における法令等の遵守状況の確認を行い、必要に応じて適宜改善を図っております。

(3) リスク管理体制の強化

- ① 取締役会は、経営上の重要な意思決定にあたり、損失の可能性を十分に検証しております。
- ② コンプライアンス・リスク管理委員会において、マーケット、情報セキュリティ、労務、サービスの品質・安全等様々な事業運営上のリスクについて、審議しております。
- ③ 内部監査規程に基づき実施される内部監査を通じて、各部署における業務上のリスクの把握・確認を行い、必要に応じて適宜改善を図っております。

(4) 監査等委員会監査の体制

監査等委員会は、監査等委員会規程及び各種法令等に基づき取締役の職務の執行の監査等を行っております。具体的には、取締役会等の重要な会議への出席、取締役を含む役職員等との面談の他、会計監査人及び内部監査室と緊密な連携を構築することにより、適切な三様監査を実施しております。

7. 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社では、株主に対する利益の還元を経営上重要な施策の一つとして認識しており、経営成績及び財政状態を勘案しつつ利益配当を検討してまいりたいと考えております。しかしながら、現時点では当社は事業規模の拡大及び継続的成長を目指して取り組んでいるため、当面は内部留保に努め事業への投資資金の確保を優先しております。

以上

連結貸借対照表

(2022年9月30日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流 動 資 産	3,927,019	流 動 負 債	2,247,153
現 金 及 び 預 金	3,035,444	買 掛 金	390,592
売 掛 金	372,605	短 期 借 入 金	248,808
商 品	72,460	1 年 内 返 済 予 定 の	218,374
販 売 用 不 動 産	80,182	長 期 借 入 金	
仕 掛 品	160,181	リ ー ス 債 務	10,401
前 渡 金	88,137	未 払 金	94,543
そ の 他	147,547	未 払 法 人 税 等	76,967
貸 倒 引 当 金	△29,539	前 受 金	714,347
固 定 資 産	1,015,520	事 業 整 理 損 失 引 当 金	59,406
有 形 固 定 資 産	257,764	移 転 損 失 引 当 金	244,991
建 物 及 び 構 築 物	177,619	訂 正 関 連 費 用 引 当 金	45,420
機 械 及 び 装 置	1,939	そ の 他	143,301
工 具、器 具 及 び 備 品	29,241	固 定 負 債	309,683
土 地	39,800	長 期 借 入 金	105,558
リ ー ス 資 産	7,898	リ ー ス 債 務	14,191
そ の 他	1,265	株 式 給 付 引 当 金	146,761
無 形 固 定 資 産	159,918	そ の 他	43,173
の れ ん	35,333	負 債 合 計	2,556,837
ソ フ ト ウ エ ア	108,797	(純 資 産 の 部)	
そ の 他	15,787	株 主 資 本	2,337,844
投 資 そ の 他 の 資 産	597,837	資 本 金	1,401,125
敷 金 及 び 保 証 金	200,336	資 本 剰 余 金	1,310,339
繰 延 税 金 資 産	381,838	利 益 剰 余 金	△158,889
そ の 他	158,192	自 己 株 式	△214,731
貸 倒 引 当 金	△142,529	新 株 予 約 権	951
資 産 合 計	4,942,540	非 支 配 株 主 持 分	46,908
		純 資 産 合 計	2,385,703
		負 債 純 資 産 合 計	4,942,540

連結損益計算書

(2021年10月1日から)
(2022年9月30日まで)

(単位：千円)

科 目										金 額																						
売上 販売 営 営 支 支 そ 経 特 特 固 固 減 訴 事 移 そ 税 法 法 当 非 親	売上 費 業 受 助 受 貸 保 違 そ 支 支 そ 経 固 固 減 訴 事 移 そ 税 法 法 当 非 親	上 及 業 成 取 倒 引 解 約 業 外 払 常 別 定 別 定 定 訟 業 整 理 損 失 引 当 金 繰 入 額 他 税 額 益	上 一 般 管 理 利 益 利 息 入 料 額 金 入 他 利 息 料 他 益 利 益 却 損 却 損 失 損 失 引 当 金 繰 入 額 他 税 額 益	原 総 一 般 管 理 利 益 金 手 戻 金 繰 入 額 他 利 息 料 他 益 利 益 却 損 却 損 失 損 失 引 当 金 繰 入 額 他 税 額 益	高 価 利 費 利 息 入 料 額 金 入 他 利 息 料 他 益 利 益 却 損 却 損 失 損 失 引 当 金 繰 入 額 他 税 額 益	益 益 息 料 他 益 却 損 却 損 失 損 失 引 当 金 繰 入 額 他 税 額 益	8,216,586 4,365,034 3,851,551 3,234,448 617,103 21 4,514 6,922 469 278 5,084 4,318 4,040 40,930 47 45,017 593,694 22 8,934 298 23,732 2,350 81,877 244,991 19,653 211,878 57,965 153,913 7,258 146,654	21,609 22 381,837 221,878 57,965 153,913 7,258 146,654																								
									営	業	外	費	用	利	息	料	他	益														
									支	支	払	手	の	利	益	却	損	却	損	失	損	失	引	当	金	繰	入	額	他	税	額	益
									特	別	資	産	売	却	損	却	損	失	損	失	引	当	金	繰	入	額	他	税	額	益		
									固	定	資	産	売	却	損	却	損	失	損	失	引	当	金	繰	入	額	他	税	額	益		
									固	定	資	産	売	却	損	却	損	失	損	失	引	当	金	繰	入	額	他	税	額	益		
									減	損	資	産	売	却	損	却	損	失	損	失	引	当	金	繰	入	額	他	税	額	益		
									訴	訟	関	連	損	引	当	金	繰	入	額	他	税	額	益									
									事	業	整	理	損	失	引	当	金	繰	入	額	他	税	額	益								
									移	転	損	失	引	当	金	繰	入	額	他	税	額	益										
そ																																
税	金	等	調	整	前	当	期	純	利	益																						
法	人	税	、	住	民	税	及	び	事	業	税																					
法	人	税	等	調	整																											
当	期	純	利	益																												
非	支	配	株	主	に	帰	属	す	る	当	期	純	利	益																		
親	会	社	株	主	に	帰	属	す	る	当	期	純	利	益																		

連結株主資本等変動計算書

(2021年10月1日から)
(2022年9月30日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資 余 本 金	利 益 余 金	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
当連結会計年度期首残高	1,394,699	1,301,484	△305,544	△218,062	2,172,577
当連結会計年度変動額					
新株の発行	6,426	6,426			12,852
自己株式の取得				△1	△1
自己株式の処分				3,332	3,332
親会社株主に帰属する 当期純利益			146,654		146,654
組織再編に伴う影響額		2,429			2,429
株主資本以外の項目の 当連結会計年度変動額 (純額)					
当連結会計年度変動額 合計	6,426	8,855	146,654	3,331	165,266
当連結会計年度末残高	1,401,125	1,310,339	△158,889	△214,731	2,337,844

	新株予約権	非支配株主持分	純資産合計
当連結会計年度期首残高	1,087	54,256	2,227,920
当連結会計年度変動額			
新株の発行			12,852
自己株式の取得			△1
自己株式の処分			3,332
親会社株主に帰属する 当期純利益			146,654
組織再編に伴う影響額			2,429
株主資本以外の項目の 当連結会計年度変動額 (純額)	△136	△7,348	△7,484
当連結会計年度変動額 合計	△136	△7,348	157,782
当連結会計年度末残高	951	46,908	2,385,703

連結注記表

1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

(1) 連結の範囲に関する事項

連結子会社の状況

- ・連結子会社の数 5社
- ・連結子会社の名称 株式会社 a n s
一般社団法人住宅不動産資産価値保全保証協会
株式会社K-コンサルティング
株式会社アールプラスDM
GARDENS GARDEN株式会社

なお、当連結会計年度において、当社の連結子会社であった株式会社アール・プラス・マテリアル、株式会社HCマテリアル、株式会社家価値サポートは、ハイアス・アンド・カンパニー株式会社を存続会社とする吸収合併により消滅したため、同社を連結の範囲から除外しております。

また、当社の連結子会社である株式会社LHアーキテクチャを存続会社、同じく当社の連結子会社であった株式会社ウェルハウジングを消滅会社とする吸収合併を行っています。このため、当連結会計年度より株式会社ウェルハウジングを連結の範囲から除外しております。なお、2022年5月1日付で株式会社LHアーキテクチャの商号を株式会社アールプラスDMへ変更しております。

(2) 持分法の適用に関する事項

該当事項はありません。

(3) 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の決算日は連結決算日と一致しております。

(4) 会計方針に関する事項

① 重要な資産の評価基準及び評価方法

イ. 有価証券

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの 移動平均法による原価法

ロ. 棚卸資産

商品

先入先出法による原価法（収益性の低下による簿価切り下げの方法）を採用しております。

販売用不動産

個別法による原価法（収益性の低下による簿価切り下げの方法）を採用しております。

仕掛品

個別法による原価法（収益性の低下による簿価切り下げの方法）を採用しております。

② 重要な減価償却資産の減価償却の方法

イ. 有形固定資産（リース資産を除く）

建物（建物附属設備を除く）及び2016年4月1日以降に取得した建物附属設備並びに構築物は定額法、その他は定率法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物及び構築物 8～22年

機械装置 7～8年

工具、器具及び備品 2～20年

ロ. 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

特許権 8年

商標権 10年

ソフトウェア（自社利用分）については、社内における利用可能期間（3～5年）に基づく定額法によっております。

ハ. リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

③ 重要な引当金の計上基準

貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

株式給付引当金

従業員株式交付規程に基づく従業員等への当社株式の給付に備えるため、当連結会計年度末における株式給付債務の見込額に基づき計上しております。

事業整理損失引当金

事業の整理に伴い発生すると見込まれる損失に備えるため、当連結会計年度における損失見込額を計上しております。

移転損失引当金

オフィスの集約に伴い発生すると見込まれる損失に備えるため、当連結会計年度における損失見込額を計上しております。

訂正関連費用引当金

過年度決算の訂正に伴い発生すると見込まれる損失に備えるため、当連結会計年度における損失見込額を計上しております。

④ のれんの償却方法及び償却期間

のれんの償却については、5年間で均等償却を行っております。

⑤ 重要な収益及び費用の計上基準

当社及び連結子会社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

イ. コンサルティング事業

初期導入フィーに関しては契約期間に亘って、会費、ロイヤルティ等に関しては一時点で収益を認識しております。

ロ. 建築施工事業

顧客に対して引渡しを行い検収された時点で、顧客に支配が移転したものとして収益を認識しております。

(5) 表示方法の変更

(連結貸借対照表関係)

前連結会計年度まで区分掲載して表示しておりました「投資有価証券」（当連結会計年度は、0千円）は、金額的重要性が乏しくなった為、当連結会計年度より、投資その他の資産の「その他」に含めて表示しております。

2. 会計上の見積りに関する注記

新型コロナウイルス感染症の影響について、今後の感染の拡大や収束時期等に係る予測は、先行きが不透明な状況が継続しており、依然として困難な状況にあります。

ただし、当該感染症の影響に関しては、当連結会計年度における当社グループの事業及び業績等に与える影響が軽微であったことから、今後においても影響は限定的であると仮定して会計上の見積りを実施しております。

繰延税金資産の評価

① 当社とその連結子会社の繰延税金資産の回収可能性

当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

当社及び一部の連結子会社において計上した繰延税金資産

381,838千円

② 連結計算書類利用者の理解に資するその他の情報

イ. 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額の算出方法

「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第26号）に従い、事業計画により見積られた将来の課税所得等に基づき計上しております。

ロ. 翌連結会計年度の連結計算書類に与える影響

課税所得の発生時期及び金額は、将来の不確実な経済条件の変動などによって影響を受ける可能性があり、実際に発生した課税所得の時期及び金額が見積りと異なった場合、翌連結会計年度の連結計算書類において、繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。

3. 会計方針の変更に関する注記

該当事項はありません。

4. 収益認識に関する注記

(1) 収益の分解情報

(単位：千円)

	報告セグメント			その他	合計
	コンサルティング事業	建築施工事業	計		
売上高					
一定期間（初期導入フィー）	581,887	－	581,887	－	581,887
一時点（会費、ロイヤルティ等）	4,968,171	2,666,527	7,634,698	－	7,634,698
外部顧客への売上高	5,550,058	2,666,527	8,216,586	－	8,216,586

(2) 収益を理解するための基礎となる情報

当社グループの主要な事業における主な履行義務の内容及び収益を認識する通常の時点は以下のとおりであります。

① コンサルティング事業

初期導入フィーに関しては契約期間に亘って、会費、ロイヤルティに関しては一時点で収益を認識しております。

② 建築施工事業

顧客に対して引渡しを行い検収された時点で、顧客に支配が移転したものとして収益を認識しております。

(3) 当連結会計年度及び翌連結会計年度以降の収益の金額を理解するための情報

① 契約資産及び契約負債の残高等

(単位：千円)

	前連結会計年度	当連結会計年度
顧客との契約から生じた債権（期首残高）	618,031	392,249
顧客との契約から生じた債権（期末残高）	392,249	372,605
契約負債（期首残高）	341,737	1,258,598
契約負債（期末残高）	1,258,598	714,347

② 残存履行義務に配分された取引価格

当連結会計年度末における残存履行義務に配分された取引価格の総額は200,959千円であり、当社グループは、当該残存履行義務について、履行義務の充足につれて1年から3年の間で収益を認識することを見込んでおります。

5. 追加情報

従業員等に信託を通じて自社の株式を交付する取引

当社は、従業員等の帰属意識の醸成や、株価上昇に対する動機づけ等を図ることを主たる目的として、信託を用いた新たな株式報酬制度（以下、「本制度」といいます。）を導入しております。

イ. 取引の概要

本制度は、予め当社が定めた従業員株式交付規程に基づき、一定の要件を満たした従業員等に対し当社株式を交付する仕組みです。当社は、従業員等に対し個人の貢献度等に応じてポイントを付与し、一定の条件により受給権を取得したときに当該付与ポイントに相当する当社株式を交付します。従業員等に対し交付する株式については、予め信託設定した金銭により将来分も含め取得し、信託財産として分

別管理するものとします。なお、2022年9月のポイント付与をもって新規のポイント付与は休止しております。

ロ. 信託に残存する自社の株式

信託に残存する当社株式を、信託における帳簿価額（付随費用の金額を除く）により純資産の部に自己株式として計上しております。当該自己株式の帳簿価額及び株式数は、前連結会計年度218,049千円、329,056株、当連結会計年度214,716千円、324,027株であります。

6. 連結貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額 339,152千円

(2) 偶発債務

該当事項はありません。

7. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 当連結会計年度の末日における発行済株式の種類及び総数

普通株式 37,489,980株

(2) 剰余金の配当に関する事項

該当事項はありません。

(3) 当連結会計年度の末日における新株予約権（権利行使期間の初日が到来していないものを除く。）の目的となる株式の種類及び数

普通株式 1,115,900株

8. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

当社グループは、事業計画に照らして、必要資金を金融機関からの借入により調達しております。また、一時的な余資の運用は、短期的な預金による運用に限定し、投機的な取引は行わない方針であります。なお、デリバティブ取引は行っておりません。

② 金融商品の内容およびそのリスクならびにリスク管理体制

営業債権および長期貸付金については、取引先の信用リスクにさらされておりますが、担当部門が主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引相手ごとに債権の期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

投資有価証券は、主に業務上の関係を有する企業の株式であり、市場価格の変動リスクにさらされておりますが、定期的に時価を把握しております。

敷金及び保証金は、差入先の信用リスクに晒されておりますが、担当部門が差入先の状況を定期的にモニタリングし、財務状況の悪化等の早期把握を図っております。

営業債務である買掛金、未払金ならびに未払法人税等は、そのほとんどが1年以内の支払期日であります。

借入金は、主に設備投資資金および営業債務等の運転資金の調達を目的としたものであり、償還日（約定返済による完済日）は決算日後、最長で11年であります。このうち一部は、変動金利であるため金利の変動リスクにさらされておりますが、担当部門が適時に利率動向等をモニタリングすることにより、市場リスクを管理しております。資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払を実行できなくなるリスク）については、担当部門が適時に資金繰計画を作成・更新するとともに、手許流動性の維持などにより流動性リスクを管理しております。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2022年9月30日（当期の連結決算日）における連結貸借対照表計上額、時価およびこれらの差額については、次のとおりであります。

また、現金は注記を省略しており、預金、売掛金、買掛金、短期借入金、未払金ならびに未払法人税等は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。

	連結貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
敷金及び保証金	200,336	193,501	△6,834
長期貸付金	64,194	—	—
貸倒引当金 (注)	△64,194	—	—
資産計	200,336	193,501	△6,834
長期借入金 (1年内返済含む)	323,932	323,874	△57
負債計	323,932	323,874	△57

(注) 長期貸付金に個別に計上している貸倒引当金を控除しております。

(3) 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性および重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：同一の資産または負債の活発な市場における（無調整の）相場価格により算定した時価

レベル2の時価：レベル1のインプット以外の直接または間接的に観察可能なインプットを使用して算定した時価

レベル3の時価：重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

①時価で連結貸借対照表に計上している金融商品

該当事項はありません。

②時価で連結貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

(単位：千円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
敷金及び保証金	—	193,501	—	193,501
長期借入金（1年内返済含む）	—	323,874	—	323,874

(注) 時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

敷金及び保証金

将来キャッシュ・フローを国債の利回りで割り引いた現在価値によって算定しており、レベル2の時価に分類しております。

長期貸付金

担保及び保証による回収見込額等を基に算定しており、時価に対して観察できないインプットによる影響額が重要なため、レベル3の時価に分類しております。

長期借入金（1年内返済予定の長期借入金を含む）

元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によって算定しており、レベル2の時価に分類しております。

9. 1株当たり情報に関する注記

- | | |
|----------------|--------|
| (1) 1株当たり純資産額 | 62円90銭 |
| (2) 1株当たり当期純利益 | 3円96銭 |

当社は、株式報酬制度を導入するための信託が保有する当社株式を連結計算書類において自己株式として計上しております。株主資本において自己株式として計上されている当該信託が保有する当社株式は、1株当たり情報の算定上、期末発行済株式総数及び期中平均株式数から控除する自己株式に含めております。

当連結会計年度において、当該信託が保有する期末自己株式数は324,027株、期中平均株式数は326,553株であります。

10. 重要な後発事象に関する注記

(取得による企業結合)

当社は、2022年11月11日開催の取締役会において、OMソーラー株式会社（本社：静岡県浜松市、代表取締役：飯田祥久、以下「OMソーラー」）の第三者割当増資引受（以下、「本件引受」）により同社株式を取得し、同社を子会社化することを決議しました。

なお、本件引受につきましては、2022年11月11日付で本件引受に関する諸契約を締結いたしましたが、2022年11月28日開催予定のOMソーラー臨時株主総会において第三者割当増資に関する議案が承認されることを実施の条件とし、2022年11月30日に引受を実施する予定です。

企業結合の概要

(1)被取得企業の名称及びその事業の内容

被取得企業の名称 OMソーラー株式会社

事業の内容

- ・OMソーラーシステムの開発および販売。
- ・OMソーラーシステム導入に取り組む会員工務店への建築技術・設計・施工の指導および部材の販売。
- ・個人住宅や公共建築等への、OMソーラーシステム導入に取り組む設計事務所等への建築技術・設計・施工手法の情報提供および部材の販売。

(2)企業結合を行った主な理由

当社は、「地域最高の住まい体験を提供する」企業理念のもと、全国の地域に根差した工務店・建設会社を中心とした会員企業向けに、住宅商品パッケージの提供をしています。

OMソーラーは、パッシブデザインの思想を軸に、太陽熱を有効活用する住宅設計の会員事業を展開しています。

両社にてそれぞれの得意分野を活かす事業提携の協議をした結果、両社が目指す会員企業向けビジネスの発展において、協業によりシナジー創出が可能だと判断しました。より踏み込んだ提携関係を築くことで両社の企業価値が向上すると考えることから、当社にてOMソーラーの第三者割当増資の引き受けを決定いたしました。

(3)企業結合日

2022年11月30日（予定）

(4)企業結合の法的形式

現金を対価とした株式の取得

(5)結合後の企業の名称

変更ありません。

(6)取得する議決権比率

90.0%（予定）

(7)取得企業を決定するに至った主な根拠

当社が現金を対価として株式を取得することによるものです。

(8)被取得企業の取得原価及び対価の種類ごとの内訳

取得の対価	現金	270百万円
取得原価		270

(9)主要な取得関連費用の内容及び金額

アドバイザーに対する報酬・手数料等 0.3百万円

(10)発生したのれんの金額、発生原因、償却方法及び償却期間

現時点では確定しておりません。

(11)企業結合日に受け入れた資産及び引き受けた負債の額並びにその主な内訳

現時点では確定しておりません。

貸 借 対 照 表

(2022年9月30日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流 動 資 産	3,231,479	流 動 負 債	1,594,654
現 金 及 び 預 金	2,566,650	買 掛 金	227,031
売 掛 金	371,853	短 期 借 入 金	248,808
商 売 品	71,413	1年内返済予定の長期借入金	215,020
販 売 用 不 動 産	80,182	リ ー ス 債 務	9,043
前 渡 金	86,218	未 払 金	77,340
前 払 費 用	62,663	未 払 費 用	22,163
そ の 他 金	64,682	未 払 法 人 税 等	65,268
貸 倒 引 当 金	△72,184	前 受 金	395,093
固 定 資 産	986,772	預 り 金	14,951
有 形 固 定 資 産	235,309	事 業 整 理 損 失 引 当 金	23,921
建 物	155,384	移 転 損 失 引 当 金	244,991
構 築 物	5,070	訂 正 関 連 費 用 引 当 金	45,420
機 械 及 び 装 置	1,939	そ の 他	5,602
車 両 運 搬 具	1,140	固 定 負 債	353,611
工 具、器 具 及 び 備 品	25,286	長 期 借 入 金	46,682
土 地	39,800	リ ー ス 債 務	13,472
リ ー ス 資 産	6,640	株 式 給 付 引 当 金	117,711
賃 貸 用 固 定 資 産	47	関 係 会 社 事 業 損 失 引 当 金	137,601
無 形 固 定 資 産	155,880	そ の 他	38,143
の れ ん	35,333	負 債 合 計	1,948,265
特 許 権	544	(純 資 産 の 部)	
商 標 権	1,443	株 主 資 本	2,269,035
ソ フ ト ウ エ ア	104,793	資 本 金	1,401,125
リ ー ス 資 産	13,764	資 本 剰 余 金	1,301,125
投 資 そ の 他 の 資 産	595,582	資 本 準 備 金	1,301,125
関 係 会 社 株 式	40,000	利 益 剰 余 金	△218,483
関 係 会 社 長 期 貸 付 金	722,740	そ の 他 利 益 剰 余 金	△218,483
長 期 貸 付 金	64,194	繰 越 利 益 剰 余 金	△218,483
破 産 更 生 債 権 等	78,117	自 己 株 式	△214,731
繰 延 税 金 資 産	362,658	新 株 予 約 権	951
敷 金 及 び 保 証 金	150,194	純 資 産 合 計	2,269,986
そ の 他 金	3,937	負 債 ・ 純 資 産 合 計	4,218,252
貸 倒 引 当 金	△826,259		
資 産 合 計	4,218,252		

損 益 計 算 書

(2021年10月1日から)
(2022年9月30日まで)

(単位：千円)

科 目		金	額
売上	上		4,955,610
販売	上		2,109,630
費	上		2,845,979
営業	及び		2,286,072
	業		559,907
受賃	業		
助保	貸	10,842	
違受	務	649	
そ	険	8,515	
	解	594	
	約	218	
	取	5,084	
	業	4,823	
	外	1,962	32,690
	払		
支減	価	3,149	
貸倒	引	157	
支そ	払	51,950	
経	常	40,930	
	利	47	96,233
特	別		496,363
抱	合		
そ	株	396,141	
	式	732	396,874
	の		
	損		
固	定	8,934	
固	定	298	
子	資	19,009	
訴	社	2,350	
事	株	46,183	
移	式	244,991	
関	連	137,601	
そ	の	27,023	486,393
税	引		406,844
法	前		
法	当	76,296	
当	期	△43,290	33,005
	純		373,839
	利		
	益		
	益		
	息		
	入		
	料		
	金		
	入		
	料		
	他		
	利		
	収		
	託		
	返		
	収		
	数		
	用		
	利		
	却		
	繰		
	入		
	他		
	益		
	差		
	益		
	損		
	失		
	却		
	却		
	価		
	損		
	失		
	額		
	入		
	額		
	入		
	額		
	他		
	益		
	税		
	額		
	益		

株主資本等変動計算書

(2021年10月1日から)
(2022年9月30日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本						
	資 本 金	資 本 剰 余 金		利 益 剰 余 金		自 己 株 式	株 資 合 主 本 計
		資 本 金 資 準 備	資 剰 余 本 金 計	そ の 他 益 金	利 剰 余 益 金 計		
				繰 上 金			
当 事 業 年 度 期 首 高 残	1,394,699	1,294,699	1,294,699	△592,323	△592,323	△218,062	1,879,013
事 業 年 度 中 の 変 動 額							
新 株 の 発 行	6,426	6,426	6,426				12,852
自 己 株 式 の 取 得						△1	△1
自 己 株 式 の 処 分						3,332	3,332
当 期 純 利 益				373,839	373,839		373,839
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額 (純 額)							
事 業 年 度 中 の 変 動 額 合 計	6,426	6,426	6,426	373,839	373,839	3,331	390,022
当 事 業 年 度 末 残 高	1,401,125	1,301,125	1,301,125	△218,483	△218,483	△214,731	2,269,035

	新 株 予 約 権	純 資 産 合 計
当 事 業 年 度 期 首 残 高	1,087	1,880,100
事 業 年 度 中 の 変 動 額		
新 株 の 発 行		12,852
自 己 株 式 の 取 得		△1
自 己 株 式 の 処 分		3,332
当 期 純 利 益		373,839
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額 (純 額)	△136	△136
事 業 年 度 中 の 変 動 額 合 計	△136	389,886
当 事 業 年 度 末 残 高	951	2,269,986

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法

その他有価証券 市場価格のない株式等以外のもの

移動平均法による原価法

(2) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

商品

先入先出法による原価法（収益性の低下による簿価切り下げの方法）を採用しております。

販売用不動産

個別法による原価法（収益性の低下による簿価切り下げの方法）を採用しております。

(3) 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産

（賃貸用固定資産及び

リース資産を除く）

建物（建物附属設備は除く）、2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物は定額法、その他は定率法を採用しております。

なお主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 15～22年

構築物 15年

機械及び装置 7～8年

工具、器具及び備品 2～20年

賃貸用固定資産

賃貸用固定資産については、経済的使用可能期間を見積もり、建物（建物附属設備は除く）及び2016年4月1日以降に取得した建物附属設備は定額法、その他は定率法を採用しております。

なお、主な賃貸用固定資産の経済的使用可能期間は以下のとおりであります。

建物 8年

工具、器具及び備品 8年

無形固定資産

（リース資産を除く）

定額法を採用しております。

なお、主な償却年数は以下のとおりであります。

特許権 8年

商標権 10年

なお、ソフトウェア（自社利用分）については、社内における利用可能期間（3～5年）に基づく定額法によっております。

リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(4) 引当金の計上基準

貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

株式給付引当金

従業員株式交付規程に基づく従業員等への当社株式の給付に備えるため、当事業年度末における株式給付債務の見込額に基づき計上しております。

事業整理損失引当金

事業の整理に伴い発生すると見込まれる損失に備えるため、当事業年度における損失見込額を計上しております。

移転損失引当金

オフィスの集約に伴い発生すると見込まれる損失に備えるため、当事業年度における損失見込額を計上しております。

訂正関連費用引当金

過年度決算の訂正に伴い発生すると見込まれる損失に備えるため、当事業年度における損失見込額を計上しております。

関係会社事業損失引当金

関係会社の事業の整理に伴い発生すると見込まれる損失に備えるため、当事業年度における損失見込額を計上しております。

(5) のれんの償却方法及び償却期間 のれんの償却については、5年間で均等償却を行っております。

(6) 重要な収益及び費用の計上基準

当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

イ. コンサルティング事業

初期導入フィーに関しては契約期間に亘って、会費、ロイヤルティ等に関しては一時点で収益を認識しております。

2. 会計上の見積りに関する注記

新型コロナウイルス感染症の影響について、今後の感染の拡大や収束時期等に係る予測は、先行きが不透明な状況が継続しており、依然として困難な状況にあります。

ただし、当該感染症の影響に関しては、当連結会計年度における当社グループの事業及び業績等に与える影響が軽微であったことから、今後においても影響は限定的であると仮定して会計上の見積りを実施しております。

(1) 繰延税金資産の評価

① 当事業年度の計算書類に計上した金額

繰延税金資産 362,658千円

② 計算書類利用者の理解に資するその他の情報

イ、当事業年度の計算書類に計上した金額の算出方法

「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第26号）に従い、事業計画により見積られた将来の課税所得等に基づき計上しております。

ロ、翌事業年度の計算書類に与える影響

課税所得の発生時期及び金額は、将来の不確実な経済条件の変動などによって影響を受ける可能性があり、実際に発生した課税所得の時期及び金額が見積りと異なった場合、翌事業年度の計算書類において、繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。

(2)関係会社投融資の評価

①当事業年度の財務諸表に計上した金額

関係会社株式 40,000千円

関係会社長期貸付金 722,740千円

②識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

市場価格のない関係会社株式及び関係会社出資金は、財政状態の悪化により実質価額が著しく低下した場合には、将来事業計画等により回復可能性が十分な証拠によって裏付けられる場合を除いて、減損処理を行っております。

また、関係会社長期貸付金は、各関係会社の財政状態に加え、将来事業計画に基づくキャッシュ・フローの見積額を考慮して、個別に回収可能性を見積ったうえで回収不能見込額につきましては貸倒引当金を計上しております。

将来事業計画は、受注高及び売上高の見込み、景気動向、顧客動向等をもとに策定しております。将来事業計画は、経営者の判断及び見積りの不確実性を伴うものであり、見積りの前提や仮定に変更が生じた場合には、関係会社株式及び関係会社貸付金の評価の判断に影響を与える可能性があります。

3. 会計方針の変更に関する注記

該当事項はございません。

4. 収益認識に関する注記

収益の分解情報

「連結計算書類 連結注記表 4. 収益認識に関する注記」に記載しているため、注記を省略しております。

5. 追加情報

従業員等に信託を通じて自社の株式を交付する取引

従業員向け株式交付信託について当社は、従業員等の帰属意識の醸成や、株価上昇に対する動機づけ等を図ることを主たる目的として、信託を用いた新たな株式報酬制度（以下、「本制度」といいます。）を導入しております。

イ．取引の概要

本制度は、予め当社が定めた従業員株式交付規程に基づき、一定の要件を満たした従業員等に対し当社株式を交付する仕組みです。当社は、従業員等に対し個人の貢献度等に応じてポイントを付与し、一定の条件により受給権を取得したときに当該付与ポイントに相当する当社株式を交付します。従業員等に対し交付する株式については、予め信託設定した金銭により将来分も含め取得し、信託財産として分別管理するものとします。なお、2022年9月のポイント付与をもって新規のポイント付与は休止しております。

ロ．信託に残存する自社の株式

信託に残存する当社株式を、信託における帳簿価額（付随費用の金額を除く）により純資産の部に自己株式として計上しております。当該自己株式の帳簿価額及び株式数は、前事業年度218,049千円、329,056株、当事業年度214,716千円、324,027株であります。

6. 貸借対照表に関する注記

- (1) 有形固定資産の減価償却累計額 245,053千円
- (2) 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務（区分表示したものを除く）
短期金銭債権 65,741千円 短期金銭債務 29,580千円
- (3) 偶発債務
該当事項はございません。

7. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

営業取引による取引高	売上高	234,199千円
	営業費用	55,207千円
営業取引以外の取引による取引高		19,989千円

8. 株主資本等変動計算書に関する注記

- (1) 当事業年度の末日における自己株式の種類及び株数
普通株式 324,279株
- (2) 当事業年度の末日における自己株式のうち、信託が所有する株式数
普通株式 324,027株

9. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産の主な発生原因は、会計方針の変更による累積的影響額（前受金）、繰越欠損金などであり、関係会社株式の減損損失等を評価性引当額として控除しております。

10. 関連当事者との取引に関する注記

子会社及び関連会社等

種 類	会社等の名称	議決権の所有 (被所有)割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科 目	期末残高 (千円)
子会社	GARDENS GARDEN 株式会社	所有 直接 100%	資金の貸借	資金の回収 (注1) 利息の受取 (注1)	－ 621	長期貸付金 (注2)	67,510
子会社	株式会社 アールプラ スDM	所有 直接 100%	資金の貸借	資金の回収 (注1) 利息の受取 (注1)	－ 9,648	長期貸付金 (注3)	648,580

(注1) 貸付金及び借入金の利率については、市場金利を勘案して合理的に決定しております。

(注2) 関係会社への長期貸付金に対し、28,500千円の貸倒引当金を計上しております。

(注3) 関係会社への長期貸付金に対し、同額の貸倒引当金を計上しております。

11. 1株当たり情報に関する注記

- | | |
|----------------|--------|
| (1) 1株当たり純資産額 | 61円05銭 |
| (2) 1株当たり当期純利益 | 10円09銭 |

当社は株式報酬制度を導入するための信託が保有する当社株式を計算書類において自己株式として計上しております。株主資本において自己株式として計上されている当該信託が保有する当社株式は、1株当たり情報の算定上、期末発行済株式総数及び期中平均株式数から控除する自己株式に含めております。

当事業年度において、当該信託が保有する期末自己株式数は324,027株、期中平均株式数は326,553株であります。

12. 重要な後発事象に関する注記

(取得による企業結合)

当社は、2022年11月11日開催の取締役会において、OMソーラー株式会社（本社：静岡県浜松市、代表取締役：飯田祥久、以下「OMソーラー」）の第三者割当増資引受（以下、「本件引受」）により同社株式を取得し、同社を子会社化することを決議しました。

なお、本件引受につきましては、2022年11月11日付で本件引受に関する諸契約を締結いたしましたが、2022年11月28日開催予定のOMソーラー臨時株主総会において第三者割当増資に関する議案が承認されることを実施の条件とし、2022年11月30日に引受を実施する予定です。

企業結合の概要

(1)被取得企業の名称及びその事業の内容

被取得企業の名称 OMソーラー株式会社

事業の内容

- ・OMソーラーシステムの開発および販売。
- ・OMソーラーシステム導入に取り組む会員工務店への建築技術・設計・施工の指導および部材の販売。
- ・個人住宅や公共建築等への、OMソーラーシステム導入に取り組む設計事務所等への建築技術・設計・施工手法の情報提供および部材の販売。

(2)企業結合を行った主な理由

当社は、「地域最高の住まい体験を提供する」企業理念のもと、全国の地域に根差した工務店・建設会社を中心とした会員企業向けに、住宅商品パッケージの提供をしています。

OMソーラーは、パッシブデザインの思想を軸に、太陽熱を有効活用する住宅設計の会員事業を展開しています。

両社にてそれぞれの得意分野を活かす事業提携の協議をした結果、両社が目指す会員企業向けビジネスの発展において、協業によりシナジー創出が可能だと判断しました。より踏み込んだ提携関係を築くことで両社の企業価値が向上すると考えることから、当社にてOMソーラーの第三者割当増資の引き受けを決定いたしました。

(3)企業結合日

2022年11月30日（予定）

(4)企業結合の法的形式

現金を対価とした株式の取得

(5)結合後の企業の名称

変更ありません。

(6)取得する議決権比率

90.0%（予定）

(7)取得企業を決定するに至った主な根拠

当社が現金を対価として株式を取得することによるものです。

(8)被取得企業の取得原価及び対価の種類ごとの内訳

取得の対価	現金	270百万円
取得原価		270

(9)主要な取得関連費用の内容及び金額

アドバイザーに対する報酬・手数料等 0.3百万円

(10)発生したのれんの金額、発生原因、償却方法及び償却期間

現時点では確定しておりません。

(11)企業結合日に受け入れた資産及び引き受けた負債の額並びにその主な内訳

現時点では確定しておりません。

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2022年11月18日

ハイアス・アンド・カンパニー株式会社

取締役会 御中

誠栄監査法人
東京都千代田区

指 定 社 員 業 務 執 行 社 員	公認会計士	田 村 和 己
指 定 社 員 業 務 執 行 社 員	公認会計士	森 本 晃 一

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、ハイアス・アンド・カンパニー株式会社の2021年10月1日から2022年9月30日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ハイアス・アンド・カンパニー株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

強調事項

重要な後発事象に記載されているとおり、会社は2022年11月11日開催の取締役会において、OMソーラー株式会社の株式を取得し、子会社化することを決議し、2022年11月30日付で同社を子会社とする予定である。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2022年11月18日

ハイアス・アンド・カンパニー株式会社

取締役会 御中

誠栄監査法人
東京都千代田区

指 定 社 員 業 務 執 行 社 員	公認会計士	田 村 和 己
指 定 社 員 業 務 執 行 社 員	公認会計士	森 本 晃 一

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、ハイアス・アンド・カンパニー株式会社の2021年10月1日から2022年9月30日までの第19期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

強調事項

重要な後発事象に記載されているとおり、会社は2022年11月11日開催の取締役会において、OMソーラー株式会社の株式を取得し、子会社化することを決議し、2022年11月30日付で同社を子会社とする予定である。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査等委員会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2021年10月1日から2022年9月30日までの第19期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下の通り報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

- ① 監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部監査部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ② 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

なお、2022年5月26日開催の臨時株主総会終結の時をもって、前任の監査等委員である取締役3名全員が退任いたしました。また、当該臨時株主総会において、監査等委員である取締役3名を選任しております。選任された監査等委員は、就任前の期間における監査事項につき前任の監査等委員より引継ぎを受けるとともに、前監査等委員会が作成した監査資料について適宜確認すること等を通じて、第19期事業年度における取締役の業務執行に関し監査をしております。また、当監査等委員会といたしましては、改めて第19期事業年度に係る監査の計画及び方針について策定、決議した上で、監査を実施しております。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 誠栄監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人 誠栄監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

3. 後発事象

連結注記表及び個別注記表の重要な後発事象に関する注記に記載されている通り、当社は、2022年11月11日開催の取締役会において、OMソーラー株式会社の第三者割当増資引受（以下、「本件引受」）により同社株式を取得し、同社を子会社化することを決議しております。なお、本件引受につきましては、2022年11月28日開催予定のOMソーラー株式会社臨時株主総会において第三者割当増資に関する議案が承認されることを実施の条件としております。

2022年11月22日

ハイアス・アンド・カンパニー株式会社 監査等委員会

監査等委員（常勤） 古 川 絵 里 ㊞

監査等委員 生 駒 成 ㊞

監査等委員 朝 倉 巖 太 郎 ㊞

以 上

(注)監査等委員古川絵里、生駒成及び朝倉巖太郎は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

株主総会参考書類

第1号議案 定款一部変更の件

1. 提案の理由

- (1) 今後の事業展開に備えるため、第2条（目的）に一部変更を加えるものです。
- (2) 「会社法の一部を改正する法律」（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行され、株主総会資料の電子提供制度が導入されたことに伴い、次のとおり定款を変更するものです。
 - ① 株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる旨を定め、また当該電子提供措置をとる事項のうち、書面交付を請求した株主に交付する書面に記載する事項の範囲を法務省令で定める範囲に限定することができるようにするため、変更案第18条（電子提供措置等）を新設するものです。
 - ② 株主総会資料の電子提供制度が導入されますと、現行定款第18条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）の規定は不要となるため、これを削除するものです。
 - ③ 上記の削除される規定の効力に関する附則を設けるものです。なお、本附則は期日経過後に削除するものいたします。

2. 変更の内容

変更の内容は、以下のとおりです。

（下線部が変更箇所です。）

現行定款	変更案
（目的） 第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。 （1）～（27）（条文省略） （新設） （新設） <u>（28）</u> （条文省略）	（目的） 第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。 （1）～（27）（現行どおり） <u>（28）古物営業法に基づく古物商</u> <u>（29）有料職業紹介事業</u> <u>（30）</u> （現行どおり）

(下線部が変更箇所です。)

現行定款	変更案
<u>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</u> 第18条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。	(削除)
(新設)	<u>(電子提供措置等)</u> 第18条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。 2 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。
(新設)	<u>附則</u> 1 2022年9月1日から6か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、 <u>定款第18条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）は、なお効力を有する。</u> 2 本附則は、2022年9月1日から6か月を経過した日または前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後をもってこれを削除する。

第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）4名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。以下本議案において同じ。）全員（4名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。

つきましては、取締役4名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、当社の監査等委員会は、全ての取締役候補者について適任であると判断しております。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者 番 号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
1 (再任)	新 野 将 司 (1975年2月28日生)	1998年4月 (株)ニチメン(現 双日(株)) 入社 2000年8月 (株)アイシーピー 入社 2001年12月 (株)カカクコム 取締役 2003年6月 (株)アイシーピー 取締役 2004年4月 (株)バイクプロス 取締役 2007年4月 同社 代表取締役 2011年4月 (株)Medical CUBIC(現 (株)プロトメディカル ケア) 代表取締役 2015年12月 ジャパンベストレスキューシステム(株) 取締役 2017年12月 (株)みんなのウェディング(現 (株)エニマリ) 取締役COO 2018年6月 同社代表取締役 2018年10月 (株)くふうカンパニー(現 (株)くふう住まい) 代 表取締役 2019年1月 (株)オウチャーノ(現 (株)くふう住まい) 取締役 2019年5月 (株)Zaim 取締役 2020年3月 ふくろう少額短期保険(株)(現 くふう少額短 期保険(株)) 取締役 2020年6月 (株)オウチャーノ(現 (株)くふう住まい) 代表取締役 2020年6月 (株)おうちのくふう(現 (株)くふう住まい) 代表取締役 2020年6月 (株)みんなのウェディング(現 (株)エニマリ) 取締役 2020年8月 (株)Seven Signatures International 取締役 2021年7月 当社 代表取締役(事業部門管掌) (現任) 2021年7月 (株)a n s 取締役 (現任) 2021年7月 (株)K-コンサルティング 取締役 (現任) 2021年7月 (株)LHアーキテクチャ(現 (株)アールプラスDM) 取締役 (現任) 2021年7月 GARDENS GARDEN(株) 取締役 (現任) 2022年10月 一般社団法人住宅不動産資産価値保全保証 協会 理事 (現任)	0株
取締役候補者とした理由			
新野将司氏は、複数の上場企業の経営者として企業経営に携わり、企業経営、事業戦略に関する豊富な経験と相当程度の知見を有しております。当社は、同氏が有する経営者としての豊富な経験と知見から、同氏は今後の当社の成長戦略の実現に寄与することができ、また、経営上の重要事項の決定を行うのに適任であるとともに、当社の企業価値向上のために必要と判断し、取締役候補者といたしました。			

候補者 番 号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
2 (再任)	ふじ 藤 た けい 田 圭 介 (1976年11月5日生)	2000年 4 月 三井物産(株) 入社 2018年11月 (株)お金のデザイン 入社 2019年 2 月 (株)お金のデザイン 執行役員CFO 2020年 9 月 (株)ウェルモ 執行役員CFO 2021年10月 (株)くふうカンパニー 取締役会室 入社 2021年11月 くふう少額短期保険(株) 取締役 2021年12月 (株)おうちのくふう(現 (株)くふう住まい) 取締役 2021年12月 (株)Seven Signatures International 取締役 2022年 5 月 当社 取締役(管理部門管掌) (現任) 2022年 5 月 (株)a n s 監査役(現任) 2022年 5 月 (株)K-コンサルティング 監査役(現任) 2022年 5 月 (株)アールプラスDM 監査役(現任) 2022年 5 月 GARDENS GARDEN(株) 監査役(現任) 2022年10月 一般社団法人住宅不動産資産価値保全保証協会 監事(現任)	0株
取締役候補者とした理由			
藤田圭介氏は、大手総合商社において事業投資を担当するとともに、IPOを目指す複数のベンチャー企業のCFOとして企業経営に携わり、企業経営、資金調達、財務・会計、人事総務、その他管理業務全般に関する豊富な経験と相当程度の知見を有しております。また、同氏は、公認内部監査人資格や金融機関向け内部管理責任者資格など、管理部門において必要な資格を複数有しております。当社は、同氏が有する経営者及びCFOとしての豊富な経験及び財務・会計に関する経験と知見から、同氏は今後の当社の成長戦略の実現に寄与することができ、また同氏による管理部門への関与は、適切な内部管理体制の維持及び当社の持続的な株主価値・企業価値の向上のために必要と判断し、取締役候補者としたしました。			

候補者 番 号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
3 (再任) (社外)	いし わたり しん すけ 石 渡 進 介 (1969年8月30日生)	1998年 4 月 牛島法律事務所 (現 牛島総合法律事務所) 入所	0株
		2000年 4 月 上杉法律事務所 (現 桜田通り法律事務所) 入所	
		2001年 1 月 Field-R法律事務所 設立	
		2007年10月 クックパッド(株) 取締役	
		2008年 8 月 ヴァスコ・ダ・ガマ法律会計事務所 設立 パートナー弁護士 (現任)	
		2010年 7 月 (株)コロプラ 取締役 (現任)	
		2011年 3 月 クックパッド(株) 執行役	
		2015年 3 月 クックパッド(株) 執行役員	
		2015年 7 月 (株)みんなのウェディング (現 (株)エニマリ) 代表取締役社長兼CEO	
		2018年10月 (株)くふうカンパニー (現 (株)くふう住まい) 取締役	
		2019年 6 月 Supershipホールディングス(株) 取締役 (現任)	
		2019年 8 月 (株)鹿島アントラーズ・エフ・シー 取締役 (現任)	
2019年 9 月 スターフェスティバル(株) 取締役 (現任)			
2021年 7 月 当社 社外取締役会長(現任)			
社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要			
石渡進介氏は、弁護士資格を有しているとともに、上場企業の代表取締役を務めた経験から、企業経営・コンプライアンスに関する豊富な経験と相当程度の知見を有しております。当社は、同氏が有する企業経営者・コンプライアンスに関する豊富な経験と知見から、同氏は、当社の経営及びコンプライアンス体制の強化に対する助言・提言等を通じて当社の企業価値向上に寄与することができると判断し、社外取締役候補者いたしました。選任後は、弁護士としての専門的知見及び上場企業の経営経験に基づき、独立した客観的立場から業務執行に対する適切な監督、助言等をいただくことを期待します。			

候補者 番 号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社 の 株 式 の 数
4 (再任) (社外) (独立)	た が み よ し か ず 田 上 嘉 一 (1978年5月4日生)	2004年10月 弁護士登録 アンダーソン・毛利法律事務所（現：アン ダーソン・毛利・友常法律事務所）入所 2013年 1 月 グリー(株) 入社 2015年 7 月 弁護士ドットコム(株) 入社 2017年 4 月 弁護士ドットコム(株) 執行役員 2019年 6 月 弁護士ドットコム(株) 取締役（現任） 2022年 5 月 当社 社外取締役（現任）	0株
	社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要		
	田上嘉一氏は、弁護士資格を有しているとともに、上場企業の業務執行取締役として新規事業の開 発、複数事業の事業責任者を経験しており、企業経営・コンプライアンスに関する豊富な経験と相 当程度の知見を有しております。当社は、同氏が有する企業経営者・コンプライアンスに関する豊 富な経験と知見から、同氏は、当社の経営及びコンプライアンス体制の強化に対する助言・提言等 を通じて当社の企業価値向上に寄与することができると判断し、社外取締役候補者といましたし ました。選任後は、弁護士としての専門的知見及び上場企業の経営経験に基づき、独立した客観的立場 から業務執行に対する適切な監督、助言等をいただくことを期待します。		

(注) 1. 各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。

2. 新野将司氏、藤田圭介氏及び石渡進介氏の上記「略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況」の欄に
は、当社の親会社である(株)くふうカンパニー及びその子会社における過去10年間の業務執行者である
ときの地位及び担当を含めて記載しております。
3. 石渡進介氏及び田上嘉一氏は、社外取締役候補者であります。
4. 田上嘉一氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしており、独立役員として同取
引所に届け出ております。なお、同氏の再任が承認された場合、当社は同氏を引き続き独立役員とす
る予定であります。
5. 当社は、石渡進介氏及び田上嘉一氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条
第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任限度額
は、法令の定める額となります。なお、各候補者の再任が承認された場合、当社は各候補者と同様の
内容の契約を継続する予定であります。
6. 当社は会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被
保険者が負担することとなる役員等としての職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に
係る請求を受けることによって生ずる損害を当該保険契約により補填することとしております。ただ
し、被保険者の背信行為、犯罪行為、詐欺的な行為又は法令に違反することを認識しながら行った行
為等により生じた被保険者自身の損害等は、補償の対象としないこととしております。当該役員等賠

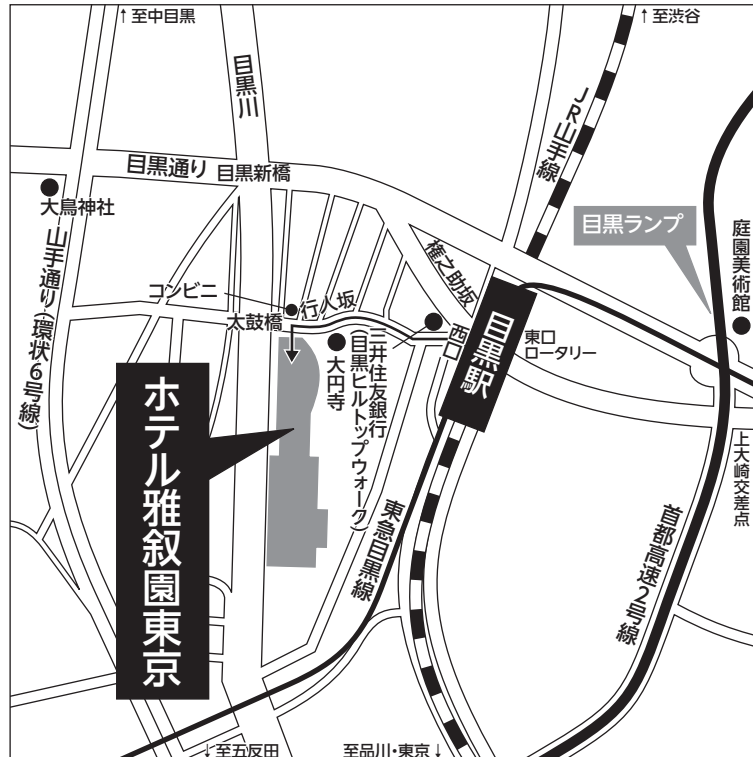
償責任保険契約の被保険者は、当社取締役であり、各候補者が当社取締役に就任した場合には、各候補者は被保険者に含まれるところ、すべての被保険者について、その保険料を当社が負担しております。また、次回更新時には同様の内容での更新を予定しております。

7. 石渡進介氏及び田上嘉一氏は、現在当社の社外取締役ですが、両氏の社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって石渡進介氏が1年5か月、田上嘉一氏が7か月となります。

以上

株主総会会場ご案内図

会場：東京都目黒区下目黒一丁目8番1号
ホテル雅叙園東京 4階「花苑」



交通 目黒駅（JR山手線西口、東急目黒線、地下鉄南北線・三田線）より徒歩約3分
※駐車場のご用意はございませんので、お車でのご来場はご遠慮くださいますようお願い申し上げます。
※株主総会にご出席の株主の皆様へのお土産はご用意しておりません。

UD FONT

見やすいユニバーサルデザイン
フォントを採用しています。